

清水町砂糖消費拡大奨励事業報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全国的に砂糖の消費が減退している中、本町の地域経済を支えている製糖工場を維持する上でも、輪作体系において基幹的な作物であるてん菜の作付面積の減少を防ぐため、町内で実施される各種事業を通して、砂糖を使用した商品の配布とともに砂糖の持つ効用など正しい知識をPRすることにより、砂糖の消費拡大を図る事を目的とする。

(交付対象者)

第2条 報償金の交付の対象となる者は、次条に掲げる事業を実施する町内に住所を有する主催団体等とする。

(交付対象事業)

第3条 報償金の交付の対象となる事業は、次の条件を満たす事業とする。ただし、町長が特に認めるときはその限りでない。

- (1) 第1条の目的を理解し、砂糖消費拡大チラシ等の配布可能な事業
- (2) 町内における行事等において、多くの参加者が見込める事業
- (3) 政治又は宗教的活動を目的としない事業

(報償金の額)

第4条 報償金の額は、別表に掲げる商品の購入に係る経費とし、予算の範囲内で交付する。
2 同一年度内において同一団体が複数回継続実施する事業については、1回限りの交付とする。ただし、事業内容が異なるものについてはその限りでない。

(報償金の交付申請)

第5条 報償金の交付を受けようとするものは、清水町砂糖消費拡大奨励事業報償金交付申請書(様式第1号)に、事業内容が分かる書類を添えて町長に申請しなければならない。
2 町長は、前項の規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し、交付を決定した場合には、申請者に対し、清水町砂糖消費拡大奨励事業報償金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業完了後、清水町砂糖消費拡大奨励事業報償金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
(1) 事業開催概要等
(2) 商品購入に係る請求書又は領収書

(報償金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による書類等を審査し、適当と認めた場合には、報償金を決定し、申請者に清水町砂糖消費拡大奨励事業報償金確定通知書(様式第4号)を通知し、報償金を交付するものとする。

(報償金の取消等)

第8条 町長は、報償金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、報償金の決定を取り消すことができる。

- (1)この要綱及び報償金交付の条件に違反したとき。
- (2)この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3)その他町長が公益上不適当と認めるとき。

(報償金の返還)

第9条 町長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

別表(第4条関係)

対象となる商品
(1)国内産の砂糖を使用し、町内事業所で製造された商品(菓子類等)
(2)道内産の砂糖を使用した清涼飲料水
(3)道内産の砂糖を使用した賞味期限が製造日から5年以上ある保存食